

令和元年12月20日

財政援助団体等監査結果報告

[特定非営利活動法人こうべユースネット]

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	河南ただかず

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和元年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

特定非営利活動法人こうべユースネット（以下「指定管理者」という。）における神戸市（以下「本市」という。）からの公の施設の指定管理（神戸市青少年会館）に係る出納及びその他の事務で、主として平成30年度執行の事務

2 監査の期間

令和元年9月13日～令和元年12月20日

3 監査の方法

監査は、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 事業の概要

(1) 神戸市青少年会館（以下「会館」という。）

会館は、青少年の健全な育成及び青少年活動の促進を図ることを目的として設置されている。

所在地 神戸市中央区雲井通5丁目1番2号

建 物 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上10階建てのうち5階6階部分
延床面積 11,395.39 m²のうち 2,798.67 m²（共用部分を含む）

施設概要 サークル室，レクリエーションホール，研修室，工作室，音楽室等

施設開設年月日 昭和55年4月23日

(2) 指定管理者及び選定理由

① 指定管理者 特定非営利活動法人こうべユースネット

② 選定理由

本市で策定している三宮周辺地区の「再整備基本構想」において、雲井通5・6丁目エリア（中央区役所、勤労会館など）とミント神戸1階の三宮バスターミナル（BT）との一体運用を想定した新たなBTの整備に取り組んでいる。BT予定地内にある各行政施設については、まちの回遊性や利便性を踏まえたうえで、あり方や方向性を検討しているところであり、会館についてもその会館機能、適正規模、移転候補地等を検討しているため、「公の施設の指定管理者制度運用指針」における公募の例外事由「施設のあり方の検討、施設の廃止及び大規模改修の予定により、現在の指定管理者を継続して指定する（上限2年まで）場合」に該当し、公募外で選定している。

(3) 指定期間 平成30年4月1日～令和2年3月31日

(4) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、会館の利用及びその制限に関する業務、維持管理業務、使用料の徴収及び返還業務等であり、主な業務量の比較は第1表のとおりである。

第 1 表 業 務 量 の 比 較

（単位 比率：％）

項 目	平成30年度	平成29年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
利 用 者 数	119,465人	124,149人	△ 4,684人	△ 3.8
（うち部屋利用者数）	(73,659人)	(76,983人)	(△3,324人)	(△4.3)
（うちロビー利用者数）	(45,806人)	(47,166人)	(△1,360人)	(△2.9)

(5) 指定管理料

指定管理業務に係る指定管理料は第2表のとおりである。

第2表 指定管理料の比較

(単位 金額：千円 比率：%)

	平成30年度	平成29年度	対前年度 増減	対前年度 増減率
	金額	金額		
指定管理料	55,060	53,259	1,801	3.4

(6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家等で構成される指定管理者選定評価委員会ですべて毎年評価され、その結果は本市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する平成30年度の総合評価は5段階評価(AAA, AA, A, B, C)のうち、AA(管理運営内容が提案内容をやや上回っている)となっており、その所見は「ロビーの利用に関して、利用者の意見を踏まえ、少しでも多くの方に利用していただけるよう、レイアウトの工夫など引き続き有効活用を努められたい。」「満足度調査については、現行の3段階評価ではなく5段階評価へ見直すなど、利用者のニーズの把握に努め、より一層サービスの充実に努められたい。」等となっている。

5 監査の結果

会館の指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例、指定管理者協定書等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 指摘事項

① 施設及び設備維持管理の確認を行うべきもの

会館の指定管理協定書では、指定管理者は、年度終了後50日以内に会館の管理業務の実施状況及び利用状況、会館主催事業等の実施状況、会館の管理及び自主事業に係る経費の収支状況を記載した事業報告書を本市に提出することとなっており、これに基づき管理運営にあたっての方針、会館主催事業等の概要と実績、利用状況、経費の収支状況等を記載した報告書が提出されているが、施設及び設備の維持管理に関する部分がない。

ちなみに、施設及び設備の維持管理については、「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル【様式集】」にある「施設及び設備の維持管理に関する仕様書」の様式で、施設管理業務責任者や法定資格者の選任、施設管理業務全体計画書の作成、業務内容、本市への各種届出や報告書の提出等の記載が求められているが、実際の仕様書上、詳細な記述は明記されていない。

実情として、会館の施設及び設備の維持管理については、仕様書に基づき指定管理者から勤労会館の指定管理者である（公財）神戸いきいき勤労財団に再委託が行われており、指定管理者が直接実施しない業務があるが、本市への各種届出や報告書が提出されていないため、指定管理者が施設及び設備の維持管理業務に実質的に関与していないと言われても仕方のない状態となっている。

本市所管局は、協定書上、管理業務の実施状況を報告してもらうようになっているのであるから、施設及び設備の維持管理業務についても報告を行ってもらうべきである。

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第 2 位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」----- 増加率が 1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」----- 減少率が 1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。